

特定商取引法施行規則の改正を求める意見書

2013年(平成25年)3月25日

兵庫県弁護士会

会長 林 晃 史

第1 意見の趣旨

特定商取引に関する法律施行規則(昭和五十一年十一月二十四日通商産業省令第八十九号)について、下記のとおり改正することを求める。

記

- 1 第3条第1号、第4条第1号及び第7条第4号所定の「販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名」を、「販売業者又は役務提供事業者の氏名、名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名」と改正すること。
- 2 第17条第1号、第18条1号及び第23条の2第4号所定の「販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名」を、「販売業者又は役務提供事業者の氏名、名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名」と改正すること。
- 3 第28条第1号、第29条1号及び第31条の2第4号所定の「統括者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名」を、「統括者の氏名、名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名」と改正すること。
- 4 第28条第2号、第29条2号及び第31条の2第5号所定の「連

鎖販売業を行う者が統括者でない場合には、当該連鎖販売業を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名」を、「連鎖販売業を行う者が統括者でない場合には、当該連鎖販売業を行う者の氏名、名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名」と改正すること。

5 第32条第1項第1号イ及び第33条第2項第1号所定の「役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名」を、「役務提供事業者の氏名、名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名」と改正すること。

6 第32条第1項第2号イ及び第35条第2項第1号所定の「販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名」を、「販売業者の氏名、名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名」と改正すること。

7 第33条第2項第7号及び第35条第2項第6号所定の「役務の提供に際し役務の提供を受ける者が購入する必要がある商品がある場合には、当該商品を販売する者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名」を、「役務の提供に際し役務の提供を受ける者が購入する必要がある商品がある場合には、当該商品を販売する者の氏名、名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名」と改正すること。

8 第39条の2第1項第5号所定の「役務提供事業者又は販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名」を、「役務提供事業者又は販売業者の氏名、名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名」と改正すること。

9 第39条の2第1項8号所定の「関連商品がある場合には、当該商品を販売する者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつ

ては代表者の氏名」を、「関連商品がある場合には、当該商品を販売する者の氏名、名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名」と改正すること。

10 第43条第1項第1号及び第46条の2第1項第4号所定の「業務提供誘引販売業を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名」を、「業務提供誘引販売業を行う者の氏名、名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名」と改正すること。

11 第44条第1号所定の「当該業務提供誘引販売業を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名」を、「当該業務提供誘引販売業を行う者の氏名、名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名」と改正すること。

12 新設された第47条第1号、第48条第1号、第53条第2項第5号、第55条第1項第4号所定の「購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名」を、「購入業者の氏名、名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名」と改正すること。

第2 意見の理由

特定商取引に関する法律施行規則（昭和五十一年十一月二十四日通商産業省令第八十九号）（以下、単に「規則」という。）においては、特定商取引に関する法律（以下、「特定商取引法」という。）で規制対象とされている訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引、訪問購入（以下、これらを「訪問販売等6類型取引」という。）に関して、事業者が消費者に対して交付するべき義務のある書面の記載内容を規定している。

この中で、事業者の特定に関して、意見の趣旨に掲げた規則第3条第1号等は、いずれも、「氏名又は名称」を書面に記載すれば足りると規定しているため、いわゆる屋号のある個人事業者はその屋号だけ記載すれば、個人事業者の氏名の記載は不要という取り扱いとなっている。

しかし、以下述べるとおり、個人事業者については、その特定のためには、屋号だけでなく、氏名も明らかにされていなければ不十分である。

訪問販売等6類型取引において、事業者に対し書面交付義務が課されている趣旨は、消費者に対し、締結しようとする契約の内容あるいは締結した契約の内容について正確な情報を提供し、また、契約内容についての証拠を確保させることにある。事業者の特定に関していえば、書面交付義務の趣旨は、消費者に契約の相手方が誰であることを確知させ、契約後のトラブルの際に消費者が責任主体となるべき事業者に容易にアクセスできるようにするという点にある。

個人事業者の氏名が書面に記載されておらず、契約当事者の特定が不十分であると、消費者は、訴訟や調停等、現実に被害を回復するための手段を採ろうとしても、事業者を確知するための手がかりが残されておらず、事業者を探知・特定するという重い負担のため、事実上、被害回復を断念せざるを得ない。このことは、民事訴訟手続をとる場合はもちろんのこと、民事調停その他のADRの手続をとるに際しても、実務上、個人事業者を相手方として手続を行う場合には、屋号だけでなく、その氏名の特定まで要求されるのが通例であることから見ても明らかである。

特に、インターネットを通じた隔地者間取引等、現代の複雑化した取引においては、個人事業者の特定は屋号だけでは不十分であり、個人事業者の氏名が明らかにされなければ契約当事者が定まらない。事業者が法人である場合と比較しても、法人であれば商業登記により商号から相

手方を探知することができる可能性があるのに対し、個人事業者の屋号については登記等による公示が必ずなされているわけではなく、個人事業者について当事者を特定する情報を開披させる必要性は法人の場合よりも高い。

以上のとおり、現行の規則では、個人事業者について、その氏名の記載は不要とされているが、これを正当化する理由はなく、かえって特定商取引法における訪問販売等6類型取引に関する規制の趣旨や特定商取引法に定められている被害救済手段の実効性を不十分なものとしている弊害がある。

よって、個人事業者については、「氏名又は名称」ではなく、「氏名及び名称」を、訪問販売等6類型取引における書面交付義務のある書面に記載させるべきであるから、意見の趣旨のとおり規則の改正を求める。

以 上